



特定非営利活動法人みらい「子育てサークルによる言語習得促進事業」2017年度委託

（出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携）

○ 愛知県や県内市町村では、安心して子どもを生き育てることができるよう、様々な施策を実施しており、妊娠・出産の不安などに対する相談や多様な保育ニーズへの対応、地域の実情に応じた子育て支援サービスなどが提供されています。また、子育てに関する経済的支援として、県は、医療保険の自己負担分の費用（通院費は小学校入学まで、入院費は中学校卒業まで）を支給したり、第3子以降の子どもが満3歳到達年度末までの保育料の無料化などを行っています。

こうした出産・子育てに関する支援を引き続き実施していくとともに、出産・子育てに関する情報を多言語化し、保護者向けの手引として提供します。

さらに、本県の行っている子育て支援策を外国人県民につなげるため、関係部局からな

る「外国人の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置し、より効果的に施策を実施します。【具体的な施策1～3】

○ 子育てしながら働くためには、仕事と生活の調和が不可欠です。そのため、関係部局と連携して、外国人労働者の環境の改善のために、企業にワーク・ライフ・バランスを働きかけるとともに、本県の男女共同参画を推進する中で、男性の家事・育児への参加を促進していきます。【4・5】

（多文化子育てサロンの設置促進）

○ 外国で子育てをする親は、言葉の壁があるために、孤独感を感じたり、文化のちがいなどにより、とまどいを感じ、出産や子育てに不安を感じています。また、外国で子育てをする上で言葉の問題も重要です。そのため、出産・子育ての悩みを解消したり、情報提供をすることに加え、親に子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらったり、子どもの言語習得に大切なポイントを周

知していきます。

こうした取組は、2017 年度に「多文化子育てサークル」としてモデル的に実施していますが、日本人親子も交え、それぞれの国の子育てなどについて情報交換したり、交流をすることによって多文化共生の拠点ともなる「**多文化子育てサロン**」の設置を市町村と連携して促進していきます。

また、多文化子育てサロンを設置していない市町村においても子育ての相談に応じることができるよう、「多文化子育てアドバイザー」を養成します。【6・7】

（母子保健対策事業の適切な実施）

- 日本の母子保健対策として、母子健康手帳の交付や保健師・助産婦による訪問指導、乳幼児健診などが行われており、予防接種も年齢に応じて、きめ細かく接種するスケジュールが定められています。こうした様々な母子保健対策事業の基本的な情報を保護者向けの手引きや多文化子育てサロンなどにより、外国人保護者に提供するとともに、あいち医療通訳システムを活用して、指導や健診などが適切に行えるようにします。【2・6・8】

（円滑な小学校入学のための支援）

- 日本人の子どもは、小学校に入学する前に、学校生活に対する知識や簡単な日本語、「あいうえお」などを自然に身につけていきます。しかし、そうした環境にない外国人の子どもたちが公立小学校に入学する場合、早期に学校に適応するためには、初期の日本語指導や学校生活への適応指導が必要です。そのため、本県が全国に先駆けて作成した「プレスクール実施マニュアル」や過去に実施したモデル事業の成果を活用し、市町村への説明会を開催するなどして、**プレスクールの設置を促進**するとともに、実施している教室のネットワ

ーク化により内容を充実させていきます。

【9・10】

（乳幼児期からの言語習得のための支援）

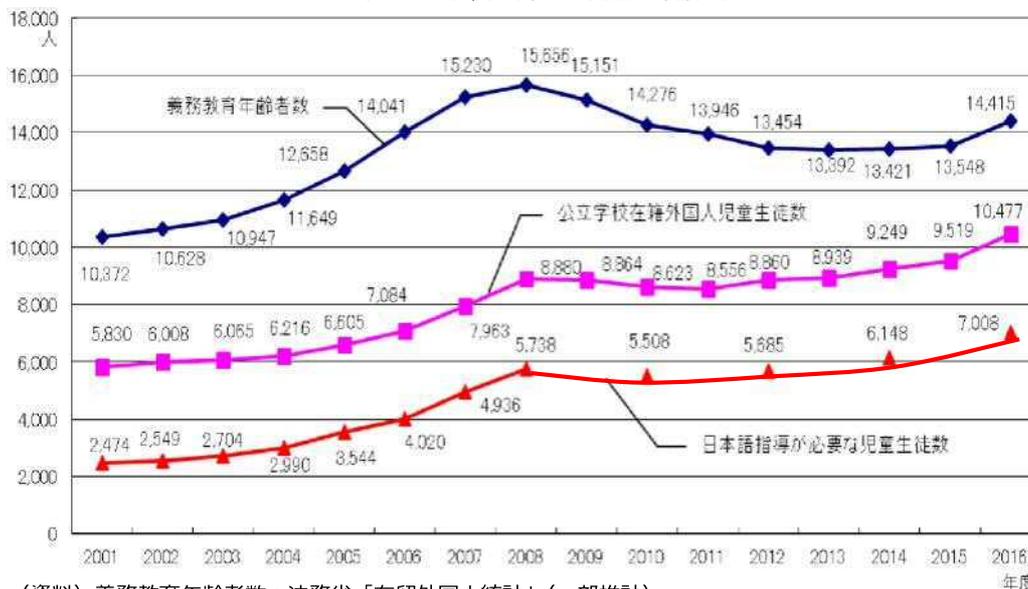
- 日本で子育てをする外国人保護者の中には、乳幼児期に家庭の中で子どもへの言葉かけがしっかりできていない場合があります。保護者が一番得意な言語でしっかり話しかけなければ、将来的に、子どもが母語も日本語も不十分な状態（＝ダブルリミテッド）になってしまう恐れがあります。

子どもがダブルリミテッドにならないためには、家庭の中で、保護者が自分の思いを伝えやすい言語を使うことが大切です。そうした保護者との言葉のやり取りが基になり、学校で日本語を学習するようになると、そこに接ぎ木をするように語彙が増えていき、言語能力が向上していきます。

本県では、こうした「外国人の乳幼児期における言語習得に大切なポイント」を2016年度にまとめ、外国人保護者や関係機関に周知してきましたが、保護者向けの手引きや多文化子育てサロンなどにより、引き続き、その普及に努めます。【2・6】

- 母語は、言語習得において重要なことに加え、子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーションなどのために重要です。そのため、2012年度に作成した母語教育サポートブック「KOTOBA」の普及などにより、外国人県民の子どもたちが母語に誇りと関心が持てるようにしていきます。また、サポートブック作成をきっかけとして、母語支援を目的とした団体「愛知 外国につながる子どもの母語支援プロジェクト」が設立されましたが、こうした団体の活動をサポートしていきます。【11・12】

＜公立小中学校の外国人児童生徒数等＞



(資料) 義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」(一部推計)
 公立学校在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」
 日本語指導が必要な児童生徒数：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

(公立学校における学習機会の保障)

- 外国人児童生徒に対する語学指導や学校生活への適応指導を実施するため、公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の派遣を充実するなど、受入体制のさらなる整備を推進します。【13・14】
- 外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などを通して、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。
 また、校長を始めとする管理職に対する研修会では、多文化共生の視点に立ったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。【15・16】
- 外国語に堪能な者、または外国での様々

な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。【17】

- 市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。また、公立小・中学校における「特別の教育課程」を進め、日本語指導の充実を図ります。

なお、個別の指導計画に含まれる項目によって、児童生徒の家庭内言語や生育歴・学習歴などがわかり、指導に関する記録を共有することも可能になるため、転校時や中学校への進学時、さらには、高等学校への進学時などにおいて、継続した支援が行われるよう働きかけます。【18・19】

- 日本語が全く分からないか、ある程度分かるものの、授業にはついていけないレベルの来日直後の児童・生徒に対して実施する日本語初期指導教室（プレクラス）につ

いて、2016年度にNPOと一緒に効果的な日本語初期指導教室運営に関する研究を行いました。その成果をまとめたリーフレット・指導計画案の普及を図ったり、事例紹介や説明会を実施するなどして設置を促進していきます。また、実施している教室のネットワークづくりなどによりプレクラスを充実させていきます。【20・21】

- 不就学の外国人児童生徒に対する学習支援は、国際交流協会やNPOによって支えられていますが、継続的に事業が実施できるよう、国に制度化を要望するとともに、不就学児童生徒に対する就学促進活動を広域的に行っているNPO等に対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。

また、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うとともに、関連部局と連携しながら、**不就学と推定される外国人児童生徒数を減らしていきます**。【22～24】

- 国籍を問わず、貧困の連鎖を防止するために、本県では、生活困窮世帯の中学生を中心に、「子どもの学習支援事業」を行っています。子どもに対しては、学習支援と居場所の提供、保護者に対しては、相談支援を行っています。引き続き、当事業を実施するとともに充実に努めます。【25】
- 本県には、家庭と地域や学校をつなぐ「家庭教育支援チーム」があります。このチームは、いじめ・不登校などに悩む保護者からの相談電話に対応したり、不登校などの家庭教育上の問題を抱える保護者から、家庭教育コーディネーター(元教員)の訪問を求められたとき、家庭を訪問し、教育的な観点から保護者の相談にのったりアドバイスをしています。また、必要に応じて、ホ

ームフレンド(大学生)が不登校児童生徒の話し相手や遊び相手になり、心の安定を図ることもしています。

こうした相談体制を継続するとともに、充実に努めます。【26】

- これまで、外国人県民の子どもたちの教育に関して、関係部局からなるプロジェクトチームを設置してきましたが、切れ目のない支援をめざし、教育面に限らず、子育てや相談事業も検討の対象として、「外国人県民の子どもたちのためのプロジェクトチーム」を設置します。

このプロジェクトチームでは、子どもたちを支援しているNPOなどの関係者の意見も取り入れながら、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するとともに、2016年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討を行います。

また、乳幼児期から高等学校卒業までの制度や支援策を一覧で把握できるような図表などを作成するとともに、継続した支援を行うために、情報共有する仕組みについて検討します。【27・28】

(要特別支援児童に対する対応の検討)

- 発達障害を含む障害のある外国人児童生徒への適切な支援が課題となっています。日本人の特別支援の必要な児童生徒と同様、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実などが必要ですが、そのために、保護者とのコミュニケーション支援が必要です。

また、学校現場や支援者の間で、外国人児童生徒の発達障害の可能性が疑われる

○

ケースが話題となることが多くなってきていますが、日本語の理解不足なのか、来日前の教育環境の問題なのか、あるいは、発達障害なのかといった判断が難しく、実態が把握できていないのが現状です。

そのため、発達障害の疑いのある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討する必要がありますが、早急な解決が難しい問題です。したがって、当面、**どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくって研究を進めていく**とともに、関係者のネットワークをつくっていきます。

【29】

(外国人学校に対する支援／健康診断実施の働きかけ)

- 外国人学校に対して各種学校の認可申請に関する情報提供や説明などを行うことにより、各種学校・学校法人化を引き続き促進します。また、各種学校認可校には私学助成金を交付します。【30・31】
- 外国人学校は学校保健安全法の対象になっていないことから、健康診断の状況について、引き続き、実態を把握します。また、未実施の学校へは実施に向けてサポートするとともに、保護者に対して健康診断の重要性を啓発していきます。【32】
- 外国人学校との連携を密にし、様々な課題について把握したり、相談窓口となり、必要な助言などを行います。【33】

(健やかな成長と自己実現のための支援)

- 外国人県民の子どもも、日本人県民の子どもと同様に、夢や目標に向かって自己実現を図り、地域社会をその一員として築い

ていくためには、豊かな心や健やかな体をはぐくむことが大切です。そのために、命の誕生に感動したり、生きることのすばらしさを実感できる経験や自然にふれる体験など、様々な交流や体験の機会を提供します。

また、十分な睡眠や食事、規則正しい生活といった基本的な生活習慣を身につけ、スポーツなどを通じて、コミュニケーション能力を高められるよう、環境整備や情報提供に努めます。【34】

- 将来、社会においてその能力を発揮するためには、子どもたち自身が将来の進学や仕事に夢をもち、その実現に向けて努力することが大切です。

そのため、進路に関する情報を提供したり、具体的なイメージが持てるよう、日本社会で活躍している二世世代から話を聞く機会を設けます。【35】

- 2011（平成23）年度に、子どもたちや保護者向けに「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」を、地域で支援している団体向けに「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」を作成しましたが、小・中学校と連携しながら、先生やNPO、保護者などに対して、これらの普及を行い、子どもたちの夢の実現を支援していきます。【36】
- 子どもの貧困は、外国人に限らず、問題となっています。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

また、本県においても、2017年から、副知事をリーダーとして、「子どもの貧困対策

推進プロジェクトチーム」を設置し、各課室が実施する子どもの貧困対策関連事業の情報共有や、必要な施策等の検討及び取りまとめを行っています。こうした場での検討結果を踏まえ、必要な施策等を実施していきます。【37】

(少年非行の防止や犯罪に巻き込まれないための取組)

- 外国人の子どもに限らず、問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことは、少年非行の防止に重要であることから、地域、学校、警察等関係機関が一体となって街頭巡回や非行防止教室などを行います。また、犯罪の被害者などにならないよう、犯罪防止に向けた各種犯罪の取締りを強化します。【38・39】
- 犯罪被害や交通事故などに遭わないよう、地域安全対策を推進するとともに、自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育を推進していきます。また、消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者教育を行っています。なお、安全教育や消費者教育については、子ども期に限らず、各年代共通の課題であることから、各年代に合わせて、各種情報の多言語化などを行っています。【40～42】

(子どもの日本語習得のための支援)

- 本県の小・中・高等学校には、2016年5月1日現在、全国で最も多い11,833人の外国人児童生徒が在籍しています。また、日本語指導が必要な外国籍児童生徒も7,277人と全国最多で、全国の約21%を占めています。
こうした子どもたちを支援するため、本県においては2008(平成20)年度に地元経

済界、企業等と協力して「日本語学習支援基金」を造成し、地域の日本語教室等を支援することにより、外国人の子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めてきました。

今後も、引き続き、この基金を活用した助成を行うとともに、**外国人県民の子どものための日本語教室を増やしていきます。**

また、外国人学校に対しては、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成するとともに、外国人学校が希望する日本語学習教材を給付します。【43】

- 地域の日本語教室の人材不足を補うため、企業OBや教員OBなどに対する日本語指導ボランティア養成講座を行うとともに、学校関係者と地域ボランティアの共同研修も行います。【44】
- 言語は使うことにより上達していきますが、日本語を学んでも、自信がなくて、覚えた日本語を人前で話せない外国人児童生徒もいます。そこで、日本語スピーチコンテストを開催し、自分の想いや考えを伝える機会をつくることにより、日本語の習得を促進します。
また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会開催を要望していきます。【45】



日本語スピーチコンテスト表彰式(2017年8月)



若者・外国人未来塾
に差し替え

（高等学校等における学習機会の促進）

- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、2016年度の入学者選抜から、県立高等学校の全日制課程の外国人生徒を対象とした入学者選抜実施校を増やすとともに、2017年度の入学者選抜から、定時制課程の前期選抜における学力検査問題のルビ振りや個人面接を行うこととしました。また、多言語で外国人生徒向けの入学者選抜制度の案内を作成しており、引き続き、こうした配慮を行います。【46】
- 外国人生徒に対する学習指導や学校生活への適応指導を実施するため、県立高等学校に生徒の母語/母国語に堪能な、外国人生徒教育支援員を配置しており、引き続き、外国人生徒の学習活動や学校生活などの支援を行います。【47】
- 外国人生徒教育支援員のネットワークづくりに協力することにより、質の向上に努めます。【48】
- 外国人生徒は、日本語能力の面でハンディがあることから、学力やニーズに合っていない高等学校を選択し、途中で退学してしまう傾向があります。また、公立小中学校には、日本語教育適応学級担当教員が配置されていますが、高等学校の入学後のサポートは十分ではありません。
そのため、2017年度に、「若者・外国人未来塾」を開設し、高卒認定試験に向けた学習支援や、外国人生徒への日本語学習支援（名古屋地区のみ）などを行っていますが、今後は、身近なところで支援が受けられるよう、実施か所の増加に努めます。
また、高等学校進学後のサポートについて、

関係部局や子どもたちを支援している NPO などの関係者の意見を聞きながら、**高等学校に通い続ける外国人生徒の数が増えるよう、支援していきます。**【27・28・49】

- 中学校卒業間近の年齢で親に呼び寄せられて来日した子どもは、中学校を卒業しないまま学齢超過となってしまう場合があります。こうした子どもの中学校への就学については、国が柔軟な対応を求めているところですが、中学校卒業程度認定試験についても、改善するよう、国に対して要望を行っていきます。

また、学齢超過の子どもに対する高等学校などへの就学促進活動を広域的に行っている NPO に対して、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。【50・51】

- 本県は、私立高等学校の全日制課程の入学納付金や私立高等学校及び専修学校高等課程に通う生徒の授業料の負担軽減を図っています。また、県立高等学校では、経済的な理由により就学が困難な場合は入学料の減免をし、2014（平成 26）年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を実施しています。さらには、経済的に就学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度や高等学校等奨学給付金制度もあります。

こうした制度を引き続き実施するとともに、外国人生徒や保護者に対して、多言語で情報提供などを行うことにより、学校に通い続けられるよう支援していきます。【52】

（社会的自立につなげるための支援）

- インターンシップは、一定期間、職業体験をすることにより、就職のイメージをつかむことができ、進路を考える上で役に立ちます。そこで、積極的に外国人学生を受け入れ、就



職先として自治体という選択肢があることを知ってもらうとともに、企業などでの受入が促進されるよう働きかけていきます。【53・54】

- 外国人の子どもだけでなく、ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える問題は、複数で多様化しており、相談窓口の機能充実や相談体制の整備が求められています。そこで、子どもや若者の生活実態や意識を調査するとともに、相談・支援を実施している県や国、市町村、NPOなどの関係者が連携を密にして、切れ目のない支援に努めます。また、市町村と連携して「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保や「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進していきます。【55】

（有害環境などへの対応）

本県では、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う青少年を保護するために、「愛知県青少年保護育成条例」を制定し、有害図書類や深夜外出、いわゆる「JK ビジネス」と言われる有害役務営

業に関する規制を行っています。また、インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止を図る取組を行っています。

これらに関する情報提供を行うことによって、有害環境から青少年を守ります。【56】

(青年期における日本語学習の充実)

- 中学生までを対象としていた日本語学習支援基金による子どもの日本語教室の対象を 2016 年度に高校生にまで拡大しましたが、高校生まで受け入れている教室はあまりないのが現状です。

また、大人向けの教室が日本語を勉強したい高校生の受け皿となっている場合がありますが、成人を対象とした日本語と高校生を対象にした日本語ではニーズの異なる部分があります。

そこで、高校生を受け入れている日本語教室に対して助成を行うとともに、事例やノウハウの紹介などを通じて、高校生の日本語学習の充実に努めます。また、県の設置する「若者・外国人未来塾」においても、高校生のための日本語教育を実施していきます。【43・49・57】

- 日本語能力の面から、就職の際、自分の望んでいた仕事に就けない場合があります。そのため、日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような「就労につながる地域の日本語教室」のあり方を地域の日本語教室に示し、希望する職種や職業に就き、自らの能力を十分に発揮しながら活躍できるよう支援します。【58】

(第二世代のネットワークづくり)

- 日本で生まれ育った第二世代が日本社会で活躍し始めていますが、彼らは、次の世代

のロールモデルであり、これからの多文化共生の社会づくりや地域のまちづくりに重要な役割を果たすことが期待されます。

そこで、彼らを地域社会の担い手として育成し、**第二世代のネットワークづくりを支援**していきます。また、そうしたネットワークを通じて、彼らのアイデンティティの確立にも寄与していきます。【59】

外国人県民あいち会議